

「特別会計に関する法律」について

平成19年4月13日

林野庁管理課

特別会計に関する法律について

(平成19年3月31日公布 法律第23号)

1 制定の趣旨等

特別会計の見直しについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。)第19条において、「政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされたところであり、今通常国会に「特別会計に関する法律案」が提出され、3月26日に可決・成立(3月31日公布。平成19年度予算から適用)。

2 法律の概要

- (1) 従来、31の特別会計ごとに設置根拠となる法律が定められていたのを全て廃止し、この法律に設置根拠を一本化。
- (2) 一定の経過期間を経て、17の特別会計へ統廃合。
- (3) 各特別会計に共通する基準として、歳入歳出予算の区分、予算及び決算の作成及び提出、一般会計からの繰入れや借入金の使途の明確化、剰余金の処理、資産・負債等の情報開示等を規定。

3 国有林野事業特別会計の取扱い

国有林野事業特別会計については、現行制度をそのまま維持。

一方、行革推進法第28条において、「国有林野事業特別会計については、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとする。」とされており、現在、検討を行っているところ。

特別会計に関する法律 (条文構成)

本則

第一章 総則	
第一節 通則	
(目的)	
(設置)	
第二節 予算	
(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)	
(歳入歳出予算の区分)	
(予算の作成及び提出)	
(一般会計からの繰入れ)	
(弾力条項)	
第三節 決算	
(剰余金の処理)	
(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)	
(歳入歳出決算の作成及び提出)	
第四節 余裕金等の預託	
(余裕金の預託)	
(積立金及び資金の預託)	
第五節 借入金等	
(借入金)	
(借入限度の繰越し)	
(一時借入金等)	
(借入金等に関する事務)	
(国債整理基金特別会計への繰入れ)	
第六節 繰越し	
第七節 財務情報の開示	
(企業会計の慣行を参考とした書類)	
(財務情報の開示)	
第二章 各特別会計の目的、管理及び経理	
第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計	
第二節 地震再保険特別会計	
第三節 国債整理基金特別会計	
第四節 財政投融资特別会計	
第五節 外国為替資金特別会計	
第六節 エネルギー対策特別会計	
第七節 労働保険特別会計	
第八節 年金特別会計	
第九節 食料安定供給特別会計	
第十節 農業共済再保険特別会計	
第十一節 森林保険特別会計	
第十二節 国有林野事業特別会計	
第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	
第十四節 貿易再保険特別会計	
第十五節 特許特別会計	
第十六節 社会資本整備事業特別会計	
第十七節 自動車安全特別会計	
第三章 雑則 実施規定	

各節の規定事項

(目的)
(管理)
(勘定区分)
(歳入及び歳出)
(歳入歳出予定計算書等の添付書類)
(一般会計からの繰入対象経費)
(他の勘定、他の会計への繰入れ)
(積立金・資金)
(歳入歳出決定計算書の添付書類)
(借入金対象経費)
(融通証券等)
(繰越し)

附則

- 施行期日及び適用関係
- 各特別会計の当分の間の措置
- 法律の廃止 (現行の 31 特別会計法及び国庫余裕金の繰替使用に関する法律の廃止)
- 暫定的に設置する特別会計 (国営土地、特定国有財産、国立高度専門医療センター、登記等を含む、14 会計)
- 法律の廃止に伴う経過措置 (暫定的に設置する特別会計の廃止に伴う経過措置を含む)
- 他法の一部改正、等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成十八年六月二日法律第四十七号)

～ 抜粋 ～

第三節 特別会計改革

(趣旨)

第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目途に計画的に推進されるものとする。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後一年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国有林野事業特別会計の見直し)

第二十八条 国有林野事業特別会計については、同特別会計の設置の目的及び国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）に基づく改革の実施状況を踏まえ、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成二十二年度末までに検討するものとする。

第四節 総人件費改革

(趣旨)

第四十二条 総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）、特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。

(国家公務員の純減)

第四十三条 政府は、平成二十二年度の国家公務員の年度末総数を、平成十七年度の国家公務員の年度末総数の百分の五に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な措置を講ずるものとする。

(国の事務及び事業の見直し)

第五十条 国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第二十八条及び第三十三条第二項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(参考 3)

国の行政機関の定員の純減について ～ 抜 粋 ～

平成18年6月30日
閣 議 決 定

行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第二章第四節の総人件費改革に基づく国の行政機関の定員（約33.2万人）の5年5%以上の純減については、以下のとおりとする。

1 国の行政機関の定員の5年5%以上の純減

国の行政機関の定員（平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減を行う。具体的には(1)及び(2)により18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。

これを達成するため必要となる国家公務員の配置転換、採用抑制等については、別途定めるところにより、政府全体として取り組む。

(1) 重点事項における業務の大胆かつ構造的な見直しによる純減

2(1)の重点事項については、行政減量・効率化有識者会議の最終取りまとめを踏まえ、業務の大胆かつ構造的な見直し（以下「業務見直し」という。）により、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減を強力に進める。これにより、国の行政機関の定員について5年間で13,936人(4.2%)以上の純減を確保する。

(2) 厳格な定員管理による純減

定員合理化計画（定員の10%以上の合理化）を着実に実施するとともに、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定する厳格な定員管理（以下「定員管理」という。）を行う。これにより、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、国の行政機関の定員について5年間で5,000人(1.5%)以上の純減を確保する。

2 重点事項別の取組等

上記1の純減を実施するため、次のとおり取り組む。このうち(1)及び(2)の事項別の業務見直し等の内容は、別紙のとおりとする。

(1) 次の重点事項については、業務見直し及び定員管理により、次のそれぞれの目標数以上の純減を行う。

⑤ 森林管理関係

定員5,264人について、定員管理による369人の純減に加え、業務見直しにより2,041人を純減することにより、2,410人を純減する。

(2) 次の重点事項については、次のとおり、業務見直しを行う。

(3) 定員合理化計画の着実な実施と真に必要な行政需要への適切な増員により、定員管

理による純減として、(1)の①から⑩までの事項に係る分((1)の(注)参照)に加えて国の行政機関のうちこれらの事項以外の分野に係る分により、5,000人以上を確保する。(注)

(注)平成18年度実績は1,455人の純減(5,675人の増員、7,130人の削減)

3 今後の取組

(1) 事項別の純減数については実際の取組状況に応じて適切に見直しを行うとともに、行政減量・効率化有識者会議の最終取りまとめにおいて指摘された課題の実現を図る。

(2) 上記1及び2の各事項の取組については、毎年度の定員審査を通じて厳しく精査する。

その際、各府省の減量・効率化に関する取組方針として取りまとめている「減量・効率化方針」を毎年改定することとし、この中で特に地方支分部局の業務及びIT化に係る業務について見直しを徹底し、重点的に定員合理化を図る。

地方支分部局の整理合理化については、既往の閣議決定等に基づき、今後の事務事業の見直し及び定員の純減の進展等に併せて、引き続きその統合、廃止及び合理化を推進することとし、結論を得られたものについて逐次実施に移す。その際、IT化の進展、競争の導入による公共サービスの改革の進展、中央省庁等改革の実施状況の点検及び道州制の導入に係る議論その他地方分権推進の状況等を踏まえる。

(3) 行政改革の重要方針等に基づき独立行政法人化の検討を行う際には、既に別紙中に方針が明記されたものを除き、非公務員型独立行政法人化について検討を行う。

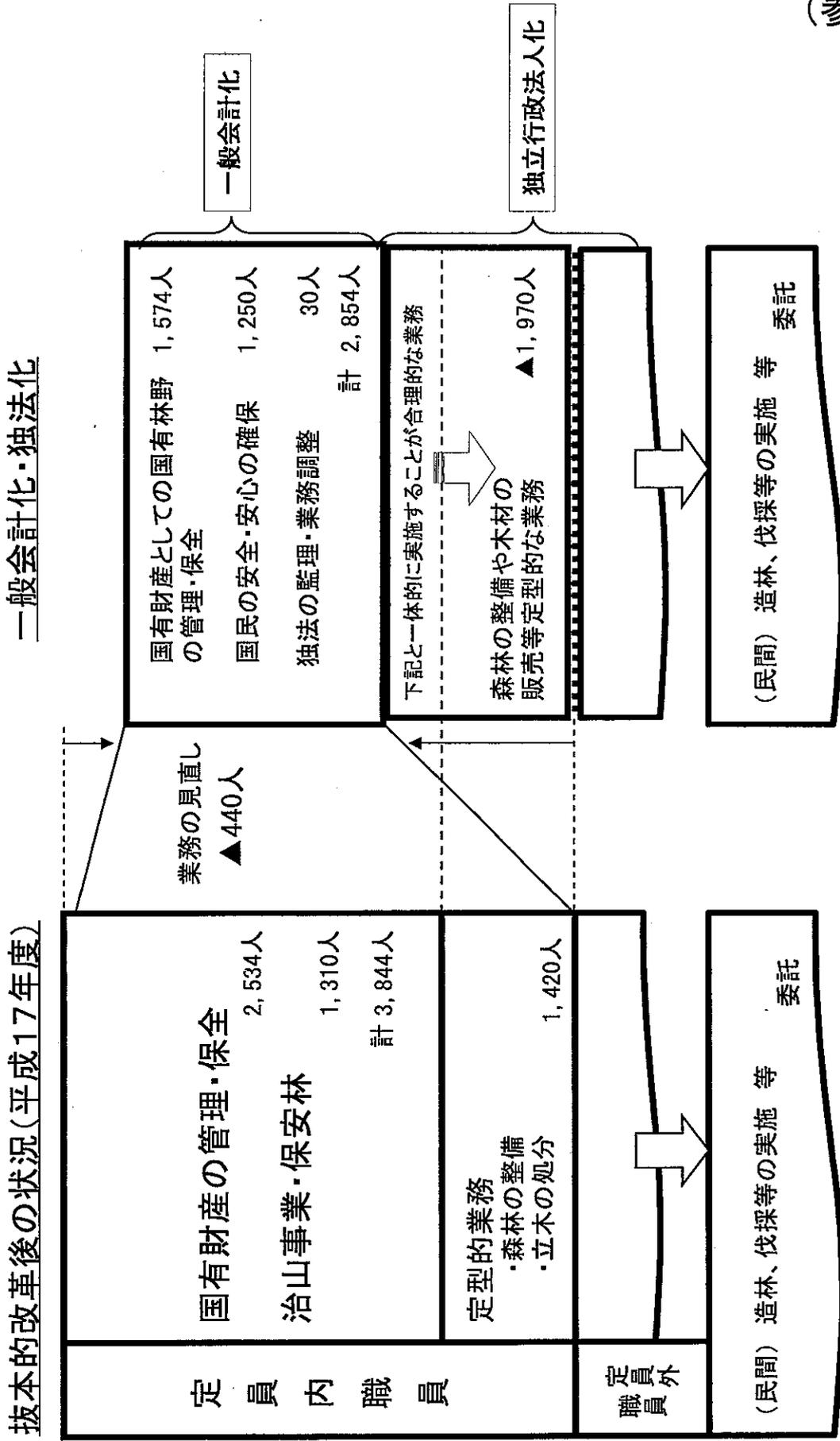
(4) この閣議決定の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、5年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和44年法律第33号)の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。

別紙

重点事項名	業務見直し等の内容
森林管理関係	<p>① <u>森林管理関係5,264人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて2,410人を純減する。</u></p> <p>—業務の効率化により440人を純減(うち定員管理による純減369人)</p> <p>—人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により1,970人を純減</p> <p>② <u>以上のほか、次の見直しを行う。</u></p> <p>—独立行政法人への移行後の国及び独立行政法人の具体的組織体制については、十分に精査し効率化を図る。</p> <p>—区分経理の在り方など今後の特別会計改革において検討される事項についての結論を踏まえ、更に定員の合理化を図る。</p>

(注)各事項に共通して、管理業務の効率化を進める。

国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化の検討方向



(参考4)